普通徴収とは

納税義務者である従業員本人が、住民税を市区町村へ直接納入する制度です。

納入方法	市区町村から発送される納付書（または口座振替）により納税義務者である個人が、市区町村に直接納入します。
対 象 者	下記の普通徴収の理由 1～4 のいずれかに当てはまる人。

仕切紙の普通徴収理由欄の見方について

南魚沼市様式の仕切紙に理由欄があります。

＜仕切紙の普通徴収理由欄＞

記入漏れに
ご注意ください

普 通 徴 収 の 理 由		人 数
理由 1	他の事務所で特別徴収が行われている（乙欄該当者） ⇒・複数の事業所から給与を受けている人で、メインの事業所から特別徴収される人	人
理由 2	給与の支払が不定期である ⇒・給与の支払いが毎月ではない人 ・休職や育児休業中の人	人
理由 3	個人事業主が確定申告で申告している事業専従者 ⇒・個人事業主が家族を青色専従者として控除の申告をしている人 ・法人の場合は、この理由は対象外です。	人
理由 4	退職者及び退職予定者（５月末日まで） ⇒・５月末までに退職する予定の人 ５月中に退職し、６月に支払われる給与が発生する場合は特別徴収の対象となります ・すでに退職している人	人
合 計		人

※該当する理由の人数欄に該当者数を記載してください。
（複数の理由に該当する人がいる場合は、主たる理由の人数欄に数を記載してください。）

※仕切紙がない、または理由の人数欄に記載がない場合は全従業員が特別徴収の対象者になりますので記入漏れがないようにお願いします。

◎次年度の住民税が非課税の従業員であれば、例年５月の特別徴収税額通知は非課税者として税額０円で通知されます。上記の理由に当てはまらなければ特別徴収としてご提出ください。

★★普通徴収者分の個人別明細書がある場合の提出方法★★

◎徴収区分の誤りを避けるため，下図のような順序で提出してください。

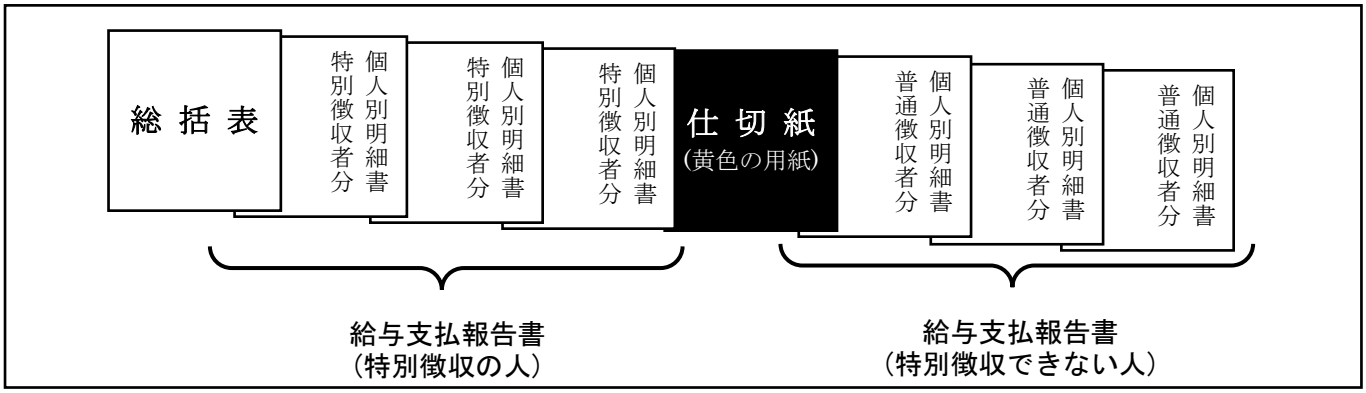

7. 給与支払報告書提出先・問い合わせ先

〒949-6696　新潟県南魚沼市六日町 180 番地 1

南魚沼市役所　税務課　市民税係　TEL025-773-6668（直通）